

リスク分担の基本方針

| 種 類 | リスクの内容 | 負 担 者 | |
|------------------------|--|-------|-------|
| | | 江北町 | 指定管理者 |
| 物価変動 | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 周辺地域・住民及び 施設利用者への対応 | 地域との協調 | | ○ |
| | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応 | | ○ |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 法令の変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 | ○ | |
| | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更 | | ○ |
| 税制度の変更 | 指定管理者に影響を及ぼす税制変更 | ○ | |
| | 一般的な税制変更 | | ○ |
| 政治、行政的理由による事業変更 | 政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事情による増加経費負担 | ○ | |
| 事業の中止・延期 | 教育委員会の指示によるもの | ○ | |
| | 指定管理者の事業放棄、破綻 | | ○ |
| 不可抗力 | 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の教育委員会又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能 | ○ | |
| 書類の誤り | 仕様書等教育委員会が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 許認可の遅延 | 事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(教育委員会が取得すべきもの) | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |
| 資金調達 | 指定管理料の支払い遅延によって生じた事由 | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |

リスク分担の基本方針（続き）

| 種 類 | リ ス ク の 内 容 | 負 担 者 | |
|----------------------|---|-------|-------|
| | | 江北町 | 指定管理者 |
| 施設・設備・物品等の 損傷 | 経年劣化によるもの(軽微な修繕。年度内の累計50万円まで) | | ○ |
| | 経年劣化によるもの(上記以外) | ○ | |
| | 第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの (軽微な修繕。年度内の累計50万円まで) | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの (上記以外) | ○ | |
| 性能不適合 | 協定により定めた要求水準に不適合 | | ○ |
| 施設の利用不能等による 収入の減少 | 施設管理者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | 上記以外の場合(ただし、指定管理料を減額する場合がある) | ○ | |
| 需要変動 | 想定できない特殊な事情が認められる場合 | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |
| 施設利用者への損害 | 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者のけが等) | | ○ |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 資料等の損傷 | 管理者として注意義務を怠ったことによるもの | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (極めて小規模のもの) | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (上記以外) | ○ | |
| 第三者への損害 | 管理者として注意義務を怠ったことより損害を与えた場合 | | ○ |
| | 上記以外の理由により損害を与えた場合 | ○ | |
| セキュリティ | 警備不備による情報漏洩、犯罪発生 | | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における 業務を廃止した場合における事業者の撤収費用 | | ○ |